

第111回 周防大島町農業委員会総会

1 開催日時 令和7年1月15日（水）午前9時30分から午前10時05分
2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

3 出席農業委員 (13人)

1番 宮本 平
2番 岡崎 裕一
3番 大谷 正樹
4番 沖村 和哉
5番 角井 雅之
6番 小柳 貴史
8番 大内 清香
9番 岡村 淳史
10番 藤元 敬介
11番 東谷 邦夫
12番 沖 貴美枝
13番 田中 豊文
14番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (1人)

7番 萩田 光夫

5 出席農地利用最適化推進委員 (4人)

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

審査会1 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

7 農業委員会事務局職員

事務局長	辻田 建一
書記	小田 康雄
書記	泉口 洋平
書記	今村竜太郎

議長

それでは、只今より第 111 回周防大島町農業委員会総会に入らせていただきます。本日の附議案件は、議案 6 件、審査会 1 件、報告事項 4 件その他諸連絡の予定でございましたけれども、議案につきまして、1 件申請の取り下げがありましたことから、5 件に変更になります。この後事務局から説明していただければと思います。慎重審議のうえで決定をいただきますようお願いを申し上げます。本日出席者についてご報告を申し上げます。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 13 名、欠席委員 1 名、本日、農地利用最適化推進委員は 4 人お願いをしておりますのでよろしくお願いをいたします。よって、農業委員は過半数の出席でございますので、周防大島町農業委員会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名をいたします。本日の議事録署名人は、農業委員 5 番角井委員と 6 番小柳委員によろしくお願ひいたします。議事に入る前に事務局より本日の議事日程の変更についてご説明をお願いいたします。

事務局

はい。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 2 について審議を予定しておりましたが、譲受人の体調不良により申請の取下の申出がありました。従いまして、議案第 1 号につきましては、No. 2 を除いてご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

議長

それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 1 についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第 3 条第 2 項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、1 ページから 4 ページをご覧ください。本事案については、高齢で申請地を管理することが困難となつたため親族に譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を取得し當農に力を入れ、収入の安定を図りたい譲受人が応えるものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、當農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、果樹や季節野菜を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 12 番沖委員、農地利用最適化推進委員 2 番村田委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

12番 10日の日に推進委員の村田さんと現地を見に行ってきました。譲受人の方ともお会いして話を聞いてきました。現地を見たところ木や竹が生えており畑にするのは大変そうかなと思ったんですが譲受人の方は建設業をされていて重機もあるので伐根などが可能で春ぐらいまでに園地整備をしていきたいと言われていました。井戸を掘ってもいいと言われていました。現在も他の園地のほうにオリーブ栽培をされていて他の畑にもオリーブの木を植えたりしていました。計画を立ててされようとしているので特に問題ないかと思います。以上です。

議長 村田委員何か補足がありましたらお願ひします。

2番 特にありません。
(推進委員)

議長 よろしいですか。ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願ひいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定をいたします。続いてNo.3についてですが、私の担当議案でございますので、議事の進行を宮本職務代理に交代いたします。

職務代理 それではNo.3について事務局より説明をお願ひいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、No.3についてご説明させていただきます。申請人申請地等は議案書に記載の通りです。それでは農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、9ページから12ページをご覧ください。本事案については、遠隔地に居住し耕作ができないため申請地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、申請地を取得し、果樹を栽培したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号

の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用するを考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

職務代理

引き続きまして、地区担当の農業委員14番廣岡委員、推進委員15番中尾委員からその後の補足説明がございましたらお願ひいたします。

14番

この10日に中尾委員と一緒に現地を確認をし譲受人に面談をさせていただきました。現状圃場は草が立ちまあ雑木も立っておる現状じやああるんですけど●●●●の従業員の方に重機を持って開墾してもらうということでしたから現状はあまり関係ない問題はないと思っています。栽培するのはブラッドオレンジです。基本的に●●●●用の原材料供給ということになりますからそれについては特に問題はないかと思っております。園地の一か所には井戸もありましたから水も確保できる、配水もやれるというような状況ですから栽培管理上はほとんど問題はないかと思っております。これ一つ補足でございますけれども余分じやありましたけれどもブラッドオレンジの栽培管理の資料については提供させていただきました。以上でございます。

職務代理

中尾委員さんお願ひします。

15番
(推進委員)

今話されたのとほとんど同じでございますが譲受人は●●●●を経営して規模拡大ということでそれとまあ従業員がもうそれ専属というかそういうのが2名おりますから管理については問題ないんじゃないかと思います。それともうできればこの春苗木を確保してもう取り組みたいというような意欲的なところもありますし特に問題ないというように思っております。

職務代理

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。

本件を許可することに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。それでは議事の進行を廣岡会長に戻します。

議長 続いてNo.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請No.4についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて農地法第3条第2項各号の事項についてご説明いたします。議案説明資料は、13ページから16ページをご覧ください。本事案については、居宅を購入するにあたり、隣接している申請地を併せて譲受け、野菜や柑橘を栽培したい譲受人の要望に対し、譲渡人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や今後の確保予定、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、野菜や柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員8番大内委員、推進委員10番片岡委員からその後の補足説明などがありましたらお願いいいたします。

8番 先日の13日の午前中に譲受人とお電話し午後に推進委員の片岡さんと農地を確認してきました。15ページのマップにあるように●●●●番地の宅地の横の●●●●番地の最初のマップ。譲受人にお話を聞いたところ住民票を移しすでに宅地の家の方にご夫婦で入られているということでした。義母の●●さんはすでに住んでおられ農業経験は農作業経験年数は0年と書かれているんですけども今までみかんの手入れの度に入られて作業はされていたということでした。今回の畑を見に行くとすでにみかんが植わっており収穫もされていたので作業に問題ないかなというふうに思っています。大きな木があつたり作業に出たゴミなどもあつたのでそういう片付けもしながら義母の●●さんに指導を受けて作業されたいということでした。以上です。

議長	続きまして片岡委員お願いします。
10番 (推進委員)	園地ですがこれぐらいの面積ありましたけど柑橘が植わっていたのが約半分ぐらいでした。前任者の方がしっかり管理されていたのか樹勢は悪くなかったです。ここにJAの出荷と書いてありますけどおそらく自家消費でいけるくらいの数かなと思っています。通りに面して目立ちやすい園地なのでそれなりに管理されるのではないかなど。あと近所でもあるので顔を出してみたいなと思っています。
議長	ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問がありましたらお願いいいたします。
	(質問等なし)
	よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
	挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定をいたします。続いて日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.1についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、16ページから21ページをご覧ください。本案件は、昨年の5月の総会において審議する予定でしたが、申請者の都合により申請を一旦取り下げました。その後、再度申請があり、今回新たに議案として審議していただく案件でございます。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、役場和田出張所から南西に約1.6kmに位置する、第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は県内で自動車販売などを営む法人で、従業員の福利厚生施設である保養所として利用する計画に、譲渡人が応えるものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、金融機関の通帳の写しが添付されており、事業実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、既存の携帯電話基地局について、設置会社の同意済です。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり、確実であると考えます。次に行庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、計画面

積が 1,000 m²を超えていたため、周防大島町環境保全条例の届出を行っていることを確認しています。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、宿泊施設や駐車場として、隣接する譲渡人所有の非農地の土地も併せて譲り受ける計画です。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用・施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 3 番大谷委員から補足説明などがありましたらお願ひいたします。

3 番 先日 10 日の日に地元の石崎委員さんと現場を見てきました。前回申請があった時も事前に見に行ったのでそれからは変わってない状態でした。ここがですね 19 ページの地図をこの申請地の下側は全部民家です。間に赤線道っていうんですか 1 メートルちょっとぐらいの道路があって上側は元中学校ですね、今は駐車場になって公民館とかが建ってまして写真で見るとわかるんですけど車が止まってるところが駐車場で自治会さんが管理してることになります。申請地の左側の広い面積の方は前回も申請に出たんですけど木とかは植わってなくてですね地主さんが毎年何回か草刈りだけをしようとしたわけです。その右側の三角っていうか形の悪い畑はもう完全に荒れ地で雑木が生えてしかもイノシシのヌタ場みたいになって地元の方も困ってるような畑でした。今回自治会さんにも話があったそうですがここがきれいになると自治会さんの上の駐車場のとかの管理も下の細い道の際に畑側に溝があるんですけどそこが毎年詰まって自治会さんが総出で掃除をするような状態じゃつたらしいのでここがきれいになるとそれもなくなるし皆さん喜んでました。あとはこの施設を作るにあたってお祭りとか夏にやってるんですけど駐車場とかいつも困ってたみたいで空いてれば駐車場を自治会の方に貸してもいいという話になっているそうで皆さんとにかく今まで荒れ地じやつたのできれいになってくれるとということで。農地が減るのはあれですけどまあ問題ないと思います。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願ひいたします。宮本委員。

1 番 前に一番北側のとこに農地の扱いをどうするかとかいうところが話題になりましたね。あれは具体的に何か使い方が決まったっていうか何か折り合うところがあったんですかね。この 20 ページの計画を見るとこの細い部分がどういう風に使われているなんか見えにくいんですがちょっとわかれば教えてほ

しいんですけど。

3番 おそらくですね、結局●●●●番地ていうのは1メートル50ぐらいの幅があってそれから下の畠●●●●番地の間に●●●●の水路があったんです。今は埋まって全然わからない状態なんんですけど。で●●●●との協議もしているみたいでおそらく水路は図面ではちょっとよくわからないんですけど石垣のそばに水路、このたぶん二重の線がそうだと思うんですけど。水路を作つて道路のとこの溝までぐるり持っていく感じでおそらくそっちに水路をずらすという形で全面使われるような形だと思います。

1番 この細い畠の端までずらして。

3番 石垣までずらしてっていうことだと思います。

1番 わかりました。

議長 他に何かご質問がありましたら。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定をいたします。続いてNo.2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請No.2についてご説明させていただきます。申請人、申請地等は議案書に記載のとおりです。続いて許可基準についてご説明いたします。資料は、21ページから26ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明いたします。農地の区分は、役場橋総合支所から西南西に948mに位置する、第2種農地に該当いたします。次に、一般基準についてご説明いたします。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、県外に住所を有する建築事業などを営む法人です。申請地とその傍らの家屋を譲り受け、事務所、資材倉庫、資材置場として利用したい譲受人に対し、譲渡人が応じるものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、金融機関の通帳の写しが添付されており、事業実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定

は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後 2 年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、計画面積が 1,000 m²を超えているため、周防大島町環境保全基本条例の届出の手続中です。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、事務所として、隣接する譲渡人所有の非農地を利用する計画です。次に計画面積の妥当性についてですが、事業計画書及び土地利用計画図、施設計画図から判断し、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。以上の事から農地転用の許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の農業委員 11 番東谷委員、推進委員 12 番國次委員からその後の補足説明などがありましたらお願ひいたします。

11 番 1 月の 7 日の日に國次推進委員と現地調査をいたしました。詳細は 24 ページの地図ですけど畠の真ん中に住宅があるという周りが畠で囲まれているというような案件ですけれども。本空き家については譲渡人が入る予定もなく現在畠の方は親戚の人が家庭菜園みたいな形でちよろちよろっと野菜を作つて管理しているような状況であります。

議長 國次委員何か補足説明されることありましたらお願ひします。

12 番 (推進委員) 今東谷委員が言われた通りで私の方から別にありませんけれども、この空き家もずいぶん前からもう空いておりましてたいてい 2, 3 年たつたら荒れるんですけども親戚の方が整理されて畠を作つておられましてきれいな状態で問題ないと思います。以上です。

議長 ただいまの事務局並びに担当委員の説明で、ご質問などがありましたらお願ひいたします。

(質問等なし)

よろしいですかね。ご質問も無いようですので採決をいたします。
本件を許可をすることに賛成の農業委員の方は、挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。よって、本件を許可をすることに決定をいたします。

続いて日程3、審査会1に移ります。農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 農用地利用集積計画（案）につきましてご説明させていただきます。周防大島町長より審査依頼が当委員会にあり、利用権の設定について本日お諮りする次第でございます。令和7年1月25日告示予定で新規2件1,689m²の利用権設定申出状況となっております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明でご質問がありましたらお願ひいたします。

（質問、意見なし）

よろしいですかね。ご質問も意見もないようですので、採決をいたします。本件に異議のない農業委員の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

挙手全員でございます。よって本件については異議のない旨の回答をすることに決定をいたします。続いて日程4、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。東三蒲、日見、横見、椋野にて4件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は26ページから36ページをご覧ください。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などがありましたらお願ひいたします。よろしいですかね。特にご質問も無いようでしたらこの事項報告事項でございますので皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願ひいたします。

事務局 次回総会開催日は2月14日（金）午前9時30分から、久賀庁舎3階会議室を予定しております。議案送付は2月5日（水）までを予定しております。諸連絡は以上です。

議長 以上をもちまして第111回周防大島町農業委員会総会を閉会をいたします。長時間の審議、ご苦労様でございました。

上記は、令和7年1月15日開催の第111回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 7年 2月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____